

○みなかみ町水道事業給水条例

平成17年10月1日

条例第207号

改正 平成18年3月28日条例第11号

平成18年12月25日条例第75号

平成19年12月28日条例第43号

平成20年12月26日条例第56号

平成22年3月26日条例第12号

平成26年3月18日条例第1号

令和元年9月19日条例第13号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第23条）

第4章 料金、水道加入金及び手数料（第24条—第37条の2）

第5章 管理（第38条—第41条）

第6章 貯水槽水道（第42条・第43条）

第7章 補則（第44条）

第8章 罰則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、みなかみ町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第204号）第4条第2項に定めるところによる。

（定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

(1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

(2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等工事の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者にその旨を申し込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の費用負担)

第6条 給水装置の工事に要する費用は、当該工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施工等)

第7条 給水装置の工事の設計及び施工は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置の工事の設計及び施工をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 第6条に規定する工事に要する費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 直接工事費

(2) 間接工事費

(3) 管理費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事に要する費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事の保証期間等)

第10条 給水装置の工事の完成後2年以内にその給水装置が当該工事のかしに起因して破損したときは、当該工事を施工した指定給水装置工事事業者がこれを補修するものとし、

その費用は、当該指定給水装置工事事業者の負担とする。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置の工事に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情又は法令上若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止しないものとする。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度速やかにこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、町内に居住していないとき、又は、管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を設け、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた場合

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(使用水量の計量)

第17条 使用水量は、町が給水装置に設置する水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がメーターにより計量の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(メーターの管理)

第18条 メーターの位置は、管理者が定める。

- 2 メーターは、水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が保管する。
- 3 水道使用者等は、善良な管理及び注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 4 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、管理者が定めるその損害額を賠償しなければならない。

(水道の使用開始及び中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は給水装置を廃止するとき。
 - (2) 給水装置の用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 代理人又は管理人の氏名又は住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 私設消火栓を、火災時以外に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、水道水が汚染し、又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

- 2 水道使用者等は、供給を受ける水道水に異常があると認めるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 3 水道使用者等は、漏水その他給水装置に異常があるときは、直ちに修繕等必要な処置を指定給水装置工事事業者に依頼するものとする。
- 4 前項の修繕その他に要した費用は、水道使用者等の負担とする。
- 5 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第22条 水道使用者等は、その家族、同居人、使用人その他の従業員の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収するものとする。

第4章 料金、水道加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者から徴収する。

2 管理人から徴収する料金は、水道の使用者が連帯して、責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1箇月につき別表のとおりとする。

2 料金は基本料金と超過料金を加え、更に次に定める量水器使用料を加えた合計金額に、100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平26条例1・令元条例13・一部改正)

(量水器の貸与)

第26条 量水器は所定の使用料金を徴収して使用者に貸与する。

(量水器保管の責任)

第27条 量水器の貸与を受けたものは、保管の責めを負い、これを損傷又は亡失したときは、速やかに管理者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

2 給水装置の所有権を移動したときは、量水器保管の義務を移転したものとみなす。

3 量水器の保管を明瞭にするため保管証書の提出を求めることができる。

(量水器の使用料)

第28条 毎月の量水器使用料は、次のとおりとする。

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	50円	130円	150円	250円	300円	450円	600円	800円

(基本料金の徴収)

第29条 給水装置の使用中止又は廃止の届出がないときは、使用水量の有無にかかわらず基本料金を徴収する。

(定例日)

第30条 管理者は、料金算定の基準日として、毎月の定例日を定める。

(平18条例11・追加)

(料金の算定)

第30条の2 料金は、隔月の定例日に、使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。ただし、前月分の使用水量に1立方メートル未満が生じた場合は、それを当月の定例日に属する月分に繰り越して算定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって料金を算定することができる。
- 3 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定による定例日を変更することができる。

(平18条例11・旧第30条繰下・一部改正)

(使用水量の認定)

第31条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 給水装置の破損、漏水等により使用水量が不明のとき。
- (3) 降雪等のため、量水器による使用水量の計量が困難のとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

(無届け使用に対する認定)

第32条 給水装置を無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(特別な場合における料金の算定)

第33条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときは、その料金は1箇月分として算定する。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、口座振替又は納入通知書による納付の方法により毎月及び2箇月分まとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(水道加入金)

第35条 給水装置の新設工事又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込者から次に定める額に100分の110を乗じて得た額の水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。

(1) 新設の場合

量水器口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
加入金	80,000	200,000	300,000	450,000	700,000	1,500,000	2,500,000	4,000,000
	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 改造の場合 新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

- 2 前項の加入金は、工事申込み承認後工事着手前に徴収する。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事申込みを取り消した場合又は管理者が特別の理由があると認められた場合はこの限りでない。

(平26条例1・令元条例13・一部改正)

(手数料)

第36条 手数料は、次の表に定めるとおりとし、申込者から申込みの際これを徴収する。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。なお、既納の手数料は、還付しない。

区分		1件につき
証明書交付		300円
指定給水装置工事事業者証交付	新規指定	10,000円
	再交付	2,500円

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第37条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(料金債権の放棄)

第37条の2 管理者は、消滅時効が完成した料金の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該完成の日から3年を経過したものについて、これを放棄することができる。

- (1) 債務者の所在が住民票等で調査しても不明であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に料金の債務を放棄することが相当と認めたとき。

2 管理者は、前項に規定する場合に該当しないときであっても、次の各号のいずれかに該当するときは、料金の債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金債務を相続するものがないとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条、民事再生法（平成11年法律第225号）第178条その他の法令の規定により、債務者が料金債務の責任を免れたとき。

(平22条例12・追加)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第38条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し、適正な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水措置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に

対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、当該事由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第25条に定める料金を指定納期限までに納入しないとき。
- (2) 正当な理由なしに、第30条の規定による使用水量の計量又は第38条第1項の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいなくて、
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来にわたり使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第42条 水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(過料)

第45条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の工事をした者
- (2) 正当な理由なしに第40条の規定による給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条に定める料金の徴収を免れようとして、偽りその他不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)

第46条 管理者は、詐欺その他、不正の行為によって第25条に定める料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町水道事業給水条例(昭和59年月夜野町条例第9号)又は水上町水道事業給水条例(平成10年水上町条例第6号)の規定(以下これらを「合併前の条例」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用は、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月28日条例第11号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のみなかみ町水道事業給水条例第25条第1項の規定は、平成19年4月分として徴収する料金から適用する。

附 則(平成19年12月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のみなかみ町水道事業給水条例第25条第1項の規定は、平成20年4月分として徴収する料金から適用する。

附 則(平成20年12月26日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条第1項の規定は、平成21年4月分として徴収する料金から適用し、平成21年3月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月26日条例第12号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している排水処理施設、温泉、温泉メーター器、公共下水道、水道及び汚水処理施設（以下「排水処理施設等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料及び料金（以下「使用料等」という。）の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である排水処理施設等の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、改正後のみなかみ町農業集落排水処理施設条例の規定、改正後のみなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の規定、改正後のみなかみ町下水道条例の規定、改正後のみなかみ町水道事業給水条例の規定及び改正後のみなかみ町久保汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦によって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月19日条例第13号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（水道料金等の税率に関する経過措置）

- 7 施行日前から継続している排水処理施設、温泉、温泉メーター器、公共下水道、水道及び汚水処理施設（以下「排水処理施設等」という。）の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料及び料金（以下この項において「使用料等」という。）の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である排水処理施設等の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、改正後のみなかみ町農業集落排水処理施設条例の規定、改正後のみなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の規定、

改正後のみなかみ町下水道条例の規定、改正後のみなかみ町水道事業給水条例の規定及び改正後のみなかみ町久保污水处理施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 前項の月数は、暦によって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表（第25条関係）

（平20条例56・全改）

種別	基本料金 1 箇月につき		超過料金 1 m ³ につき
	基本水量	基本料金	
専用計量栓	使用水量10m ³ まで	1,100円	110円